

ソフトウェア使用許諾約定書

重要一本ソフトウェア使用許諾約定書（以下「本約定書」といいます。）には本製品（下記に定義されます。）をご使用するにあたっての注意事項が記されています。本製品をインストールされる前に必ず最終行までご一読ください。

株式会社ビーイング（以下「弊社」といいます。）が提供する本製品のご使用を希望されるお客様が本製品を本製品のインストール画面からインストールされる場合に、当該インストール画面において、本約定書上の次へボタンを押していただくことにより、お客様が本約定書の内容を承諾いただいたものとし、本約定書の内容により、お客様と弊社との間において本製品の使用許諾契約が成立するものとします。本約定書に同意されない場合、弊社はお客様に対して、本製品のインストール及びその使用を許諾できません。本約定書の内容にご同意いただけない場合は、キャンセルボタンをクリックして本約定書の画面を閉じて下さい。

記

第1条＜定義＞

1. 「本製品」とは、弊社がお客様に提供した下記ソフトウェアプログラム、ユーザーマニュアル及び弊社が今後提供する場合にはそのバージョンアップ版のソフトウェアプログラム、ドキュメント、情報ならびに付随するプロテクトを意味するものとします。

ソフトウェア名 D a t a L i b r a r y

2. 「プロテクト」とは、本製品を正規ユーザーとして使用することができるようにする機能を内蔵するもので、本製品を使用する場合（インストール時を含む）は、必ずプロテクトをコンピュータに装着する必要があります。プロテクトがコンピュータに装着されていないと本製品を利用することができません。（※本製品付随品）

第2条＜使用許諾＞

弊社はお客様に対し、本製品の譲渡不能、非独占的使用権を許諾するものとします。

第3条＜権利の帰属＞

本製品に関する著作権その他の一切の知的財産権及びその所有権はすべて弊社に帰属します。お客様は、本約定書に定められた以外の方法で、本製品を使用することはできません。

第4条＜使用条件＞

1. 本製品は、お客様が所属する組織の同一事業所内（同一敷地内）において、ネットワークサーバー（ネットワークサーバーとして用いているコンピュータを含みます。）にLAN等により接続された1台

のコンピュータにインストールすることによってのみ使用することができます。かかるネットワークサーバーは、本製品を内部ネットワークで他のコンピュータにインストールまたは実行する目的のみに使用されるものでなければなりません。また、お客様は本製品についての1つのライセンスを異なるコンピュータ間で共有したり同時に使用することはできません。

2. お客様は、前項の使用条件に従い、会社LANを通して、そのLAN上のコンピュータから、同LAN上の他のコンピュータ（サーバーマシン）を参照し、データを送受信することができます。
3. 本製品は弊社製品のBeing Cabinetと組み合わせて使用することを前提としていますので、その性質上、Being Cabinetから分離して単独で使用することはできません。

第5条<禁止事項>

1. お客様は、本製品を弊社ソフト動作可能なコンピュータ及び動作環境において使用するものとします。また、お客様は、本製品を複製し、展示し、放送しあるいは有線送信または無線送信（公衆に対すると否とを問わず社内、社外のすべての通信システムにより他に送信することを含む。）することはできません。但し、お客様が本製品を前条に規定された使用条件に従いネットワークサーバーとクライアントのコンピュータとをLAN等で接続した環境において使用する場合はこの限りではありません。
2. お客様は、目的または方法のいかんを問わず、本製品を逆アセンブル、逆コンパイル等を行うことはできません。本製品のリバースエンジニアリングは、これを禁止します。
3. お客様の不正使用により弊社または第三者に損害を生じた時には、お客様にその賠償を請求することができます。お客様は、お客様の事務所、事業所または工場等において本製品を使用するユーザーをして、お客様の本契約上の義務を遵守していただくよう指揮監督するものとします。
4. 本製品は1つの製品として許諾されています。その構成部分を分離して複数のコンピュータで使用することはできません。
5. お客様は、弊社が本製品に付した著作権表示、商標、営業表示等を、弊社の書面による承諾を得ることなく他の商品に使用し、あるいはこれを抹消し、不明確にすることはできません。
6. 本約定書に基づき、お客様に対して許諾された使用権は、第三者にこれを譲渡することはできません。
7. お客様は、本製品の全部または一部をいかなる形においても第三者に提供または使用させることができません。ただし、お客様の従業員その他お客様の支配のもとにある者に使用させる場合はこの限りではありません。お客様は、自己の従業員その他お客様の支配のもとで、本製品を使用するすべての者に対して本約定書を遵守させる義務を負います。
8. お客様は、本約定書に定められた以外の方法で、本製品を使用することはできません。また、弊社の許諾を得ることなく、本製品を複製し、翻案し、分割し、変更を加えることはできません。お客様は、いかなる場合においても弊社または第三者の著作権を侵害する行為は一切行わないものとし、かかる侵害行為により弊社または第三者に損害を生じた時には、お客様がその賠償の責任を負うこととします。
9. 弊社がお客様に提供する顧客の識別情報（ユーザーID）の第三者への開示・提供行

為を禁止します。

第6条<違反時の措置>

お客様が、本約定書の条項に違反して本製品を使用した時は、弊社はお客様に対して、その使用の中止及び違法に複製・翻案された製品の廃棄、またはかかる製品がハードディスク、CD、フロッピーディスク、サーバーその他の記憶装置に記録されている場合はその除去を求めることができます。なお、弊社に損害を生じた時には、お客様にその賠償を請求することができます。

第7条<保証範囲>

1. 弊社は、お客様が本製品を購入された日から 30 日に限り、本製品に物理的な重大な欠陥（磁気の消滅、破壊など）があった場合には無料で交換します。ただし、当該欠陥が、お客様の用法違反によって生じた場合はこの限りではありません。
2. 弊社は、本製品の機能がお客様の特定目的に適合することを保証するものではなく、またいかなる場合にもお客様が本製品を使用した運用結果に関して一切の責任を負うものではありません。
3. 本製品に関する弊社は一切の責任及び品質保証は第1項に規定するものに限られるものとし、本製品の修補または損害（お客様のデータの消失により生じる損害も含みますが、これに限りません。）の補償若しくは填補には応じかねます。
4. 弊社は、第1項を唯一の保証責任とし、品質及び性能に関するリスクはお客様の負担となります。本製品の品質及び性能に関し発生する問題はお客様の費用負担をもって処理することとします。
5. 本製品のバージョンアップ版（オペレーティングシステムの更新に伴う本製品の変更・更新を含みます。）、その他一切のプログラムまたはサービスの提供の有無、提供時期、提供方法についてはすべて弊社の判断により決定させていただきます。弊社は、本製品のバージョンアップ版の提供を必ずしもお約束するものではありません。

第8条<適用範囲>

1. 本製品のバージョンアップ版が提供された場合、本約定書の規定はそのバージョンアップ商品にも適用されるものとします。ただし、かかるバージョンアップ商品に対する使用許諾約定書を弊社が別途準備し、本約定書と異なる規定をした場合は、この限りではありません。
2. お客様は、自己の従業員その他お客様の支配のもとで、本製品を使用するすべての者に対して本約定書を遵守させる義務を負います。

第9条<免責事項>

1. 弊社はお客様のデータ消失について一切責任を負いません。お客様は、お客様の入力されたデータを定期的にバックアップされることをお勧めします。
2. お客様は、コンピュータの性能、メモリ容量、通信回線等のご使用環境により本製品の作動状態は左右される旨を了承するものとし、これらのご使用環境を原因とする不具合等の発生については、弊社

は一切免責されるものとします。

3. 不正アクセス対策、ウィルス対策はお客様の責任において行ってください。弊社はおお客様のご相談には応じますが、万一トラブルが発生した場合も、弊社は一切免責されるものとします。

第 10 条<弊社他製品等>

弊社の他の製品やサービス（以下「弊社他製品等」といいます。）には本製品と連動するものがありますが、弊社は自らの判断により、かかる弊社他製品等を随時変更、追加または廃止することができ、かかる変更または追加後の弊社他製品等が本製品と連動することを保証するものではありません。また、本製品と連動する各弊社他製品等をご利用になる際は、別途各弊社他製品等の規定に従って取り扱われる場合があります。

第 11 条<ユーザー情報の管理>

1. 弊社は、お客様が弊社にご登録されたユーザー情報を、弊社個人情報保護指針に基づき適切に取扱います。お客様は、弊社個人情報保護指針に基づき弊社がユーザー情報を取扱うことに同意するものとします。
2. 弊社は、ユーザー情報をユーザー管理、サポートサービスの提供、弊社の新サービス及び新企画の案内等のダイレクトメールに必要な範囲内で利用できるものとします。
3. お客様から弊社に対し、電子メール等の送信により、前項のダイレクトメールの受信、受取りを拒否する通知がなされた場合、弊社がかかる通知受領以降、弊社は当該行為を行わないものとします。

第 12 条<契約終了後の措置>

1. 本約定書は、お客様が本製品をコンピュータへインストールした時点から発効するものとします。
2. お客様が本約定書のいずれかの条項に違反した時、または弊社の著作権及びその他の権利を侵害した時は、弊社は本約定書を解除し、お客様のご使用を終了させることができます。
3. お客様は、本約定書をいつでも終了することができます。この場合、お客様は第 4 項以下の規定に従った措置をとるものとします。
4. 本約定書が解除または終了された場合、お客様は本製品の使用を直ちに中止し、本製品がハードディスク、CD、フロッピーディスク、サーバーその他の記憶装置に記録されている場合、これを消去するものとします。また、弊社が請求する場合は、お客様は速やかにお客様のご負担で本製品を弊社に返却いただくものとし、本契約の解除または終了後にお客様は本製品を使用し、譲渡し、転売し、貸与または第三者に対して再使用許諾することはできません。
5. 本約定書が解除または終了された場合、お客様の本約定書及び本約定書に付帯する保証等の一切の権利は無効となり、弊社はお客様よりお預かりした代金の一切を返金いたしません。

第 13 条<約定書の変更>

弊社は、弊社が必要と認めた場合に、本約定書を変更することがあります。本約定書を変更する場合は、

変更後の約定書の施行時期及び内容を弊社ホームページに掲示、その他適切な方法により周知します。お客様が、本約定書の変更に本製品を使用した場合、本約定書の変更に同意したものとみなします。

第 14 条<管轄裁判所>

本製品に関するすべての紛争は、弊社の本店所在地を管轄とする裁判所の管轄とします。

以上